

令和 4 年度 1 2 月補正予算（案）の概要

三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故に係る損害賠償請求事件の第 1 審判決を受けて、市は判決の取消しを求めて控訴するとともに、損害賠償金等の支払いの仮執行の停止の申立てを行い、損害賠償金等相当額を法務局に供託金として納める必要が生じたことから補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第 10 号)	36,973,401	30,000	37,003,401

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第 10 号）】

(1) 損害賠償請求事件に係る法務局への供託金

30,000 千円

[教育振興部 学校教育課]

平成 26 年 1 月 9 日に三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故について、中学校教諭らが生徒を適切に保護する注意義務等を怠った過失があるとして、市に損害賠償を求められた事件について、第 1 審の判決に不服があることから控訴するとともに、損害賠償金等の支払いに係る仮執行の停止の申立てに必要な担保として、損害賠償金等相当額を法務局に供託します。